

《資料》

## 企業内容開示に関する 最近の法令改正

竹 下 昌 三

### 目 次

1. 事実経過
2. 財務諸表規則の改正
3. 届出省令の改正
4. 証券取引法の改正
5. 届出省令の名称変更と内容改正
6. 計算書類規則の改正
7. 補足情報としての注記の記載場所
8. 開示事項の拡大

### 1 事 実 経 過

昭和56年に会計に関連のある商法の規定のかなり大幅な改正があり、それによって昭和57年に企業会計原則、計算書類規則、財務諸表規則も改正された。その後も株式会社の会計に関する諸法令の見直しが行われ、昭和62年から63年にかけて、企業内容の開示に関する法律・省令の改正が行われた。

昭和62年4月1日に財務諸表規則、財務諸表規則取扱要領及び有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令（届出省令）が改正され、昭和63年5月31日に証券取引法が改正され、昭和63年6月20日に計算書類規則が改正され、昭和63年9月20日に有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令の名称が「企業内容等の開示に関する省令」（開示省令）に変更になり、内容も改正さ

れ、同時に取扱通達についても名称変更と内容改正が行われ、さらに大蔵省証券局長通達「証券取引法におけるセグメント情報の開示について」が公表された。夫々に付いて、その内容を検討する。

## 2 財務諸表規則の改正

改正規則の施行時期は昭和62年4月1日からである。昭和63年1月1日以降に終了する事業年度に係わるものから強制適用される。改正規則の主要な内容は、次のとおりである。39条及び55条の資産総額の100分の1を超える関連会社に対する債権債務は別掲記載から注記で足りることになった。74条の売上高総額の100分の20を超える関係会社に対する売上高も別掲記載から注記で足りることになった。また一般管理販売費に関する85条の本文は改正されなかったが、「ただし、販売費の科目又は一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及び金額を注記することを妨げない。」という但書が追加された。これに関連して取扱要領に「主要な費目とは、減価償却費、引当金繰入額及びこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超える費目をいうものとする。」という156の3の規定が新たに設けられた。

大蔵省の担当者は「減価償却費、引当金繰入額は例示であって、例えば販売手数料、試験研究費、役員報酬、従業員賞与、事業税等は、100分の5の量的重要性基準を満たさないものであっても、個々の企業にとって質的に重要な場合には、主要な費目として分類する必要がある。」と解説している。<sup>(1)</sup>

---

(1) 藤田厚生「改正省令・通達に基づく有価証券報告書の記載上の留意点」『企業会計』40巻5号、69頁。

### 3 届出省令の改正

改正省令の施行は昭和62年4月1日であるが、適用が強制されるのは、昭和63年1月決算からである。改正省令の主要な内容は次のとおりである。

連結財務諸表の他に企業集団の状況に関する重要な事項及び企業集団の業績の概要を開示した「連結情報を記載した書類」の提出を要することになった。提出期限は有価証券報告書と同時になったが2年間の準備期間が設けられた。届出省令10条1項1号ホに有価証券届出書の添附書類として、17条1項1号ハに有価証券報告書の添附書類として、連結情報を記載した書類を提出することが規定された。従来は連結財務諸表が開示されるだけであったが、今回の改正によって、連結財務諸表とともに「企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要」が開示されることになった。届出省令取扱通達に新たに設けられた5-16-2によると「企業集団の状況に関する重要な事項」では、企業集団において営まれている主な事業の内容、各事業を構成している提出会社又は子会社の当該事業における位置づけ等について簡潔に記載することになっており「事業の概要」では、最近連結会計年度の業績の概要について説明するとともに、最近5連結会計年度に係わる例えば売上高、当期純利益、1株当り当期純利益、1株当り純資産額等の主要な財務指標の推移について記載することになっている。この「連結情報を記載した書類」については雛形が公表されている。実例として、新日鉄とアデランスのものを示すと次のとおりである。

#### 1. 企業集団の状況に関する重要な事項

当社企業集団は、当社及び115の子会社により構成され、その主な事業は製鉄事業、非鉄金属・セラミックス・化学事業、エンジニアリング事業、エレクトロニクス・情報通信事業、不動産事業及び運輸事業等である。当該各事業における当社及び主要な子会社の位置づけは次のとおりである。

##### (1) 製鉄事業

会 社 名	事 業 の 内 容
当社	各種鉄鋼製品の製造販売
日鐵建材工業㈱ ※	建築建材・土木建材・着色亜鉛鉄板・製鋼用パウダーの製造販売
日鐵溶接工業㈱ ※	溶接材料・溶接機器の製造販売
日鐵リード㈱ ※※	ツールジョイントの製造加工・ドリルパイプへの溶接接合
日鐵ドラム㈱ ※※	ドラム缶の製造販売
㈱富士鉄鋼センター	鋼板の切断加工・販売
東京樹脂ライニング工業㈱	鋼管の塗覆装・防食加工
日鐵ボルテン㈱	ボルト・ナット・ワッシャーの製造販売
日本鐵板㈱	亜鉛鉄板・着色亜鉛鉄板の販売
日鐵ヒューズ㈱	ドリルカラーの製造販売
㈱ニッタイ	溶接ステンレス鋼管の製造販売
中京製線㈱	線材加工製品の製造販売
Eletrodos Torsima S. A.	ブラジルにおける溶接棒の製造販売

## (2)非鉄金属・セラミックス・化学事業

会 社 名	事 業 の 内 容
当社	ベンゼン系製品、コールタール系製品、硫安、チタン展伸材、鍛造品・合金及びスラグ製品の製造販売
新日鐵化学㈱ ※	コークス・化学製品の製造販売
ニッテツ電子㈱	半導体の製造・加工・販売
日鐵セメント㈱ ※※	セメント・肥料の製造販売
㈱日鉄マイクロメタル	半導体用ボンディングワイヤ・蒸着材料の製造販売
ケミライト工業㈱	フェライト原料の製造販売

## (3)エンジニアリング事業

会 社 名	事 業 の 内 容
当社	製鉄プラント・化学プラント等の産業機械・装置及び鋼構造物の製造販売並びに建設工事の請負
環境エンジニアリング㈱	産業廃棄物処理施設・上下水道施設の製作・施工
日鐵電設工事㈱	電気計装関係機器の設計・整備・工事施工
日鐵プラント設計㈱	製鉄設備・化学設備・環境保全設備の設計・据付・操業指導
日鉄テクノス㈱	設備診断・非破壊検査の受託、検査診断システム・機器の製造販売
P. T. Nippon Steel Construction Indonesia	インドネシアにおける石油・ガス関連鉄鋼構造物の加工・組立

(4)エレクトロニクス・情報通信事業

会 社 名	事 業 の 内 容
日鐵コンピュータシステム㈱	情報処理サービス，電子計算機・周辺機器の売買・賃貸
タウ技研㈱	電子応用装置・同関連機器システムの製造販売・開発設計・コンサルティング

(5)不動産事業

会 社 名	事 業 の 内 容
㈱日鉄ライフ ※※	不動産の売買・賃貸
㈱テツビル	貸ビル業，小売業
堺鐵鋼ビルディング㈱	貸ビル業，倉庫業

(6)運輸事業

会 社 名	事 業 の 内 容
日邦汽船㈱ ※※	海運業
日鐵運輸㈱	港湾運送，陸上運送，荷役
広畑海運㈱	海上運送，倉庫業
㈱日鐵流通センター	港湾運送，倉庫業

(7)その他

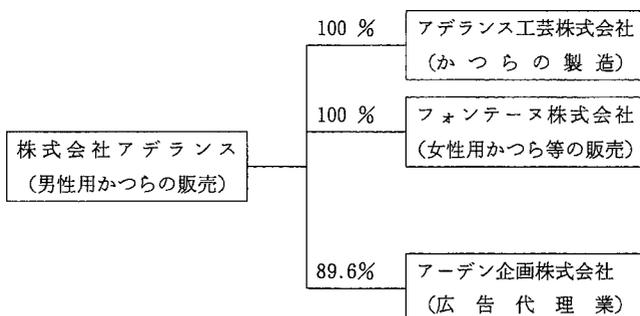
会 社 名	事 業 の 内 容
Nippon Steel International Finance PLC	ユーロ市場における資金調達・運用

- (注) 1. ※印は連結子会社である。  
2. ※※印は持分法適用会社である。

出所：大蔵省証券局企業財務課「有価証券報告書の実例分析」『別冊商事法務』99号，170頁。

1. 企業集団の状況に関する重要な事項

当社の子会社は9社であります。うち連結子会社はアデランス工業株式会社，フォンテーヌ株式会社およびアーデン企画株式会社の3社であり，議決権の所有割合と主たる事業の内容は下図のとおりであります。



②1. パーセンテージは子会社の議決権に対する当社の所有割合を示しております。

2. ( ) 書きは主たる事業の内容を記載しております。

アデランス工業株式会社は、かつらの製造と修理を事業目的とし、男性用かつらと女性用かつら（VALAN）を当社に、また、その他の女性用かつらはフォンテーヌ株式会社にそれぞれ販売しております。

当社のアデランス工業株式会社からの仕入高 3,280百万円

フォンテーヌ株式会社のアデランス工業株式会社からの仕入高 448百万円

フォンテーヌ株式会社は女性用かつら、化粧品およびぬいぐるみ等を販売しております。

アーデン企画株式会社は、当社および当社子会社の広告宣伝活動の大部分を担当し、その広告取扱収入は5,337百万円となっております。

出所：大蔵省証券局企業財務課「有価証券報告書の実例分析」『別冊商事法務』99号，169頁。

また「資金繰り表」が「資金収支表」に変更になった。届出省令2号様式，第2部企業情報，記載上の注意の「資金収支の状況」（サ）(1)及び3号様式記載上の注意の「資金収支の状況」（ネ）(1)によると資金の範囲が現金及び預金から，現金及び預金並びに一時所有の有価証券に拡大された。資金収支の表示方法については，現金及び預金並びに一時所有の有価証券の増減（資金収支という）を事業活動に伴う収支と資金調達活動に伴う収支に区分し，これらの区分ごとに収支尻を算出するとともに，これらの収支尻の

合計額を、期首資金残高に加算し期末資金残高を算出する形式をとることになった。

従業員の状況については、届出省令2号様式、第2部企業情報、記載上の注意（ノ）従業員の状況(1)(2)によると、今回の改正で、賞与を含まぬ月平均給与を記載することになった。また「定年退職制度の概要」を記載することになった。

さらに、「会社の沿革」を記載することになった。届出省令3号様式記載上の注意（ロ）「会社の沿革」によると、会社の設立登記日から当事業年度の末までの間につき、創立経緯、商号の変更、合併、事業目的の変更、工場の新設等の主な変遷につき簡単に説明することになっている。

この実例として、三菱製紙とニチイのものを示すと次のとおりである。

## 第 1 会 社 の 概 況

### 1. 会社の沿革

年 月	沿 革
明治31年 4月	神戸市三宮においてウォルシュ氏兄弟が経営していた製紙会社を岩崎久彌氏が買収し、合資会社神戸製紙所（資本金500千円）を設立、洋紙の抄造及び販売を開始した。 これが当社の創立である。
明治34年 6月	兵庫県高砂市に工場（現高砂工場）を移転した。
明治37年 6月	社名を合資会社三菱製紙所と改称した。
大正 6年 2月	東京都葛飾区新宿町に中川工場を新設した。
大正 6年11月	組織を株式会社に變更、社名を三菱製紙株式会社と改称した。
大正 6年12月	東京都千代田区有楽町に東京出張所を設置した。
大正14年12月	本社を兵庫県高砂市から東京都千代田区丸の内に移転すると共に、東京出張所を廃止した。
昭和19年 4月	京都写真工業株式会社（資本金500千円、京都府長岡京市所在）を吸収合併し、これを写真印画紙に対する京都試製工場とし、後に現在の京都工場と改称した。
昭和19年 8月	浪速製紙株式会社（資本金2,500千円、大阪市福島区大開町所在）を吸収合併し、引続き板紙の抄造に当り、浪速工場と改称した。
昭和24年 5月	東京・大阪両証券取引所市場第一部に上場した。
昭和41年 4月	青森県八戸市に八戸工場を新設した。
昭和41年 4月	白河パルプ工業株式会社（資本金1,000,000千円、東京都千代田区大手町所在）と合併し、同社白河工場、北上工場は当社工場となった。当社はここにおいてパルプから紙に至る一貫メーカーとして新発足した。
昭和41年12月	浪速工場を閉鎖した。大阪営業所を開設した。
昭和46年 8月	中央研究所を開設した。

昭和54年 7月	埼玉県川越市に印刷センターを開設した。
昭和55年 1月	デュッセルドルフ（西ドイツ）に海外駐在所を開設した。
昭和57年 3月	ニューヨーク（アメリカ）に海外駐在所を開設した。
昭和60年 4月	現地法人MITSUBISHI PAPER INTERNATIONAL, INC を設立した。
昭和60年 6月	ニューヨーク（アメリカ）海外駐在所を廃止した。
昭和61年 4月	技術開発センターを開設するとともに、印刷センターを廃止した。

出所：大蔵省証券局企業財務課「有価証券報告書の事例分析」『別冊商事法務』99号，62頁。

### 1. 会社の沿革

当社は、昭和22年4月26日に内外商事株式会社の商号をもって資本金190千円、各種物品の売買、製造並びに輸出入を主たる目的とし、大阪市に設立されたが、昭和30年11月営業を休止した。

その後、大阪市東区淡路町2丁目14番地、株式会社ニチイ（昭和38年11月25日設立）の株式額面変更（1株の額面金額500円を50円に変更）のため、昭和45年9月1日に同社を吸収合併することとなり、合併に先立って、当社はその商号を株式会社ニチイに変更した。

当社は合併の時まで営業を休止しており、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承した。従って、実質上の存続会社は被合併会社である株式会社ニチイであるので、この書類作成にあたり、別に定めのない限り、実質上の存続会社について記載することとした。

昭和38年11月 衣料品販売を目的とした㈱セルフハトヤ、㈱岡本商店、㈱ヤマト小林商店、㈱エルピスの4社新設合併により設立。本店大阪市北区天神橋筋4丁目32番地。

昭和39年 9月 ㈱なかたにを買収し、商号を㈱奈良ニチイに変更、営業業務を継承。

昭和41年 7月 ㈱大幸の営業業務を継承。

昭和41年11月 ㈱ニューニチイ、㈱みとう、㈱まりも、㈱ちちぶや、㈱ことぶきや家具店の5社と合併。

12月 福山駅前店他9店舗の営業を㈱瀬戸内ニチイに、三原店他4店舗の営業を㈱中国ニチイに譲渡。

昭和45年 3月 東京都中央区に東京事務所を開設。

4月 大阪市東区淡路町2丁目14番地に本店を移転。

5月 奈良市に「西大寺研修センター」を設置。

9月 株式額面を50円に変更するために㈱ニチイ（旧内外商事株式会社）と合併。

10月 大阪府枚方市に「近畿配送センター」を設置。

- 昭和46 3月 ㈱上野ショッピング, ㈱ます屋, ㈱大黒屋本店, ㈱かほう商事, ㈱マルセイ, ㈱クマモトヤ, ㈱大和の7社と合併, 上野店他1店舗の営業を㈱三重ニチイに, 門司店他3店舗の営業を㈱関門ニチイに, かほう店他3店舗の営業を㈱ニュー九州ニチイに譲渡。
- 7月 ㈱もも屋と合併。奈良店他4店舗の営業を㈱ジュニアストアに譲渡。
- 昭和47年 5月 ㈱飯塚商店, ㈱山田百貨店, ㈱尾張屋, ㈱浦和きものセンターの4社と合併。  
大通店他3店舗の営業を㈱岩手ニチイに, 中の橋及び中央通製縫所の営業を㈱飯塚に, デパート山田の営業を㈱山田百貨店に, 浦和店他6店舗の営業を㈱尾張屋に, 浦和店他1店舗の営業を㈱浦和きものセンターに譲渡。
- 8月 ㈱金長武田, ㈱武田ストアー, ㈱金長食品マート, ハッピー産業㈱の4社と合併。青森店他1店舗の営業を㈱武田百貨店に, 仙台店他4店舗の営業を㈱武田ストアーに, 黒石店他1店舗の営業を㈱金長食品マートに, 栄町店他3店舗の営業をハッピー産業㈱に譲渡。
- 10月 大阪市東区船場に本社別館を設置。
- 11月 ㈱三重ニチイ, ㈱ジュニアストア, ㈱ニューヤマトー, ㈱エルメ, ㈱マーミー, ㈱ローザー, ㈱瀬戸内ニチイ, ㈱中国ニチイ, ㈱関門ニチイ, ㈱ニュー九州ニチイより営業を譲受。
- 昭和48年 2月 ㈱明朗と合併。
- 6月 海外に初の駐在事務所を設置(香港)。
- 昭和49年10月 大阪証券取引所に株式を上場。
- 昭和50年 8月 東京証券取引所に株式を上場。
- 12月 名古屋, 札幌, 新潟, 京都, 広島, 福岡各証券取引所に株式を上場。
- 昭和51年 2月 ㈱ビッグストア, ㈱ブイ・マート, ㈱エレクト, ㈱コロ, ㈱サンマート, ㈱瀬戸内エルメ, ㈱瀬戸内エヌリビン, ㈱瀬戸内ブイマート, ㈱中国ブイ・マートと合併。
- 8月 ㈱尾張屋と合併。  
東京, 大阪, 名古屋各証券取引所の市場一部に昇格。
- 昭和52年 6月 海外で初の株式を発行(欧州預託証券の形式による), ルクセンブルグ証券取引所に上場。
- 昭和54年 5月 東京都港区に東京事務所を移転。
- 昭和54年 9月 「近畿配送センター」を閉鎖。

- 昭和55年 6月 マリナ・ランテ（イタリアの著名デザイナー）と契約、インショップ路線本格展開へ。
- 昭和58年11月 創業20周年記念式典挙行。  
ニチイグループ企業哲学として【YM - CAL】を発表。
- 昭和59年 3月 米国ニチイ ㈱設立。  
新業態、サティ学園前店オープン。
- 昭和59年11月 都心初出店、原宿ビブレ21開店。
- 昭和61年 3月 ㈱九州ニチイへ九州地域7店舗を営業譲渡。

出所：大蔵省証券局企業財務課「有価証券報告書の事例分析」『別冊商事法務』99号、63頁。

ニチイには、営業の譲受け、合併、営業の譲渡等が記載してあるが、経過を正確に理解するには十分な情報とは言えない。三菱製紙は明治31年からの会社の沿革を記載しているが歴史の古い会社の場合には、毎期同じ事を繰り返し記載するかどうかが問題となるであろう。

研究開発活動の状況を新たに記載することになった。この事例として花王と松坂屋の例を示すと次の通りである。花王はこれまでの基幹の部門以外の新規部門における研究開発に付いても記載してあるが、これは経営戦略上最も機密に属する事項であるせいか記載内容は簡略である。松坂屋の研究開発活動にはPOSについて記載してあるが、顧客情報、販売情報の管理システムとしてのPOSの採用は、量販店においては既に普及しているので、研究開発活動としてPOSを記載するのであれば、どのような新しい研究開発が進行しているかについて言及すべきである。

### 3. 研究開発活動

研究開発活動については、基幹事業強化のため応用開発研究と、長期的な観点から基盤となる基礎研究に積極的に取り組みました。

応用開発研究分野では、新しく洗浄成分として開発された特殊酵素の配合と独自の生産技術の組合せにより、使う量も汚れを落とす仕組みも今迄とは全く違う高性能洗剤アタックの開発に成功しました。また、新規先端技術分野の商品開発にも注力し、界面科学・高分子科学と応用物理との融合によるトナーやフロッピーディスクの高性能化、高密度化にすぐれた実績をあげることができました。

基礎研究では、化学、生物、物理の境界領域である分子生物学、物理有機化学、物性物理学の3つの領域にわたり、新しい知見や新物質の創造、並びに機能の探索につとめております。生産技術開発の分野では、精密加工技術の開発や無人化生産システムなどハイテクノロジーの確立をめざしており、また、情報化時代に向けて人工知能などの基礎的研究を進めると共に、コンピューター・グラフィックスや高度の推論・判断をともなう知的システムの実用化のための研究にも取り組んでおります。

海外事業の拡大発展に伴い、その国のニーズに合った製品の開発をするため、研究拠点としてベルリン及びロスアンゼルスに研究所を設立いたしました。

以上の結果、当期の技術研究費は、17,543百万円（対前年132%）となり、また、研究設備関連投資額は5,541百万円となりました。当期末における特許・実用新案の総数は2,265件となっております。

### 3. 研究開発活動

POS（販売時点情報管理）システムの全社導入を推進しており、当期中に設置稼働した名古屋店、岡崎店、名古屋駅店の三店舗に引き続き、昭和63年3月には上野店、銀座店への設置稼働を予定し、プロジェクトチームを編成して検討を進めている。このPOSシステム導入により顧客情報、販売情報の整備と業務の効率化を推進し、流通業界における情報化・サービス化の進展への対応を図っている。

出所：大蔵省証券局企業財務課「有価証券報告書の実例分析」『別冊商事法務』99号，94頁。

「設備の状況」については、設備投資の目的、内容、設備の売却、撤去等の概要を新たに記載することになった。

届出省令2号様式、記載上の注意（ヤ）(1)(6)「設備の状況」の「賃借中の設備」および「賃貸借中の設備」にはリース資産を含むことに留意する、という規定が、届出省令の取扱通達5-10-4に新たに設けられた。

リースを記載した実例として三菱製鋼と花王を示すと次の様である。

6. リース設備の主なものは、次のとおりであります。(単位：百万円)

事業所名	設備の内容	リース期間	年間リース料	事業所名	設備の内容	リース期間	年間リース料
本 社	ホスト コンピューター	61/4～66/4	70	東京製作所	シュープレート 製造設備	55/ 7～63/ 3	37
東京製作所	磁気自動探傷機	61/1～70/1	20	宇都宮製作 所	自動超音波探機	61/ 3～70/ 3	20
	WB式熱処理炉	61/6～70/6	10		800Tリンクモー ションプレス	55/ 8～63/ 8	27
	テーパーパーリ ング機	56/6～63/9	20		真空焼鈍炉	56/11～62/11	23
	ピーリング機	58/8～65/8	22		フライス盤	62/ 1～69/ 1	19
	焼入機	62/2～69/2	12		低周波ロール 焼入機	62/ 1～69/ 1	17

⑥ 前記の他、リース並びにレンタル契約により、資産を下記の通り有しております。

名 称	台 数	期 間	リース及びレンタル料
営業用大型コンピュータ	5セット	36～79ヶ月	1,220百万円/年
工場用大型コンピュータ	7セット	36～48ヶ月	338百万円/年

出所：大蔵省証券局企業財務課「有価証券報告書の実例分析」『別冊商事法務』99号、106頁。

#### 4 証券取引法の改正

改正法の公布は昭和63年5月31日である。施行は内容によって異なる。改正法の主な内容は、発行開示手続の簡素化、継続開示内容の充実及びインサイダー取引の規制である。

発行開示手続の簡素化に関しては、届出書の企業情報について継続開示書類を参照することで足りることになった。継続開示内容の充実としては、臨時報告書提出事由の拡大とセグメン情報の開示が行われることになった。その詳細な内容は、これらが省令の改正によって実施されるので後述

する。

インサイダー取引の規制については、既に法務省から昭和50年6月に「会社法改正に関する問題点」が公表された際に取り上げられ「取締役等がその地位により知り得た会社の秘密を不当に利用することを防止するための規定を会社法に設けるべきであるとする意見があるがどうか」という問題提起があった。その後昭和53年12月に法務省から「株式会社の機関に関する改正試案」が公表された。その試案においては「内部者取引を行なった取締役に対し、課徴金その他の制裁を課する旨を会社法において規定するかどうかはなお検討する。」とされたが、結局昭和56年の商法改正には取り入れられなかった。

インサイダー取引の規制に関する証券取引法の今回の改正は、刑事罰則の整備、大蔵大臣の調査権の拡充、会社役員等の自社株売買に関する報告義務の3点が主要な内容である。

新設された190条の2によって会社の役員、代理人、使用人、その他の従業員、帳簿閲覧権を行使した株主、権限のある公務員、契約のある公認会計士等、取引銀行等(会社関係者)が会社の内部において発生した投資者の投資判断(株価)に著しい影響を与える会社の業務等に関する重要事実を職務に関して知った場合は、その重要事実が政令で定める方法で公表されるまで、又は有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書が公衆の縦覧に供されるまで、会社の株券等の売買等を行うことが禁止される。上記の会社関係者から重要事実の伝達を受けた者も同じく会社の株券等の売買等を行うことが禁止される。<sup>(2)</sup>

新設された190条の3によって証券取引所の市場外で不特定多数の者から株券等を買付(証券取引法27条の2の公開買付)ける場合には、公開買付けを

---

(2) 横島裕介「インサイダー取引規制に関する罰則の概要(2)(3)(4)」『商事法務』1149号、21～28頁、1151号、27～33頁、1152号、26～31頁。

行う者の役員，従業員，主要株主等，権限のある公務員，契約のある公認会計士等，取引銀行等（公開買付等関係者）が公開買付けの実施又はその中止を知った場合は，それが公表されるまでは公開買付けに係わる株券等の買付け又は売付け等が禁止される。この禁止は公開買付関係者から情報の提供を受けた者にも及ぶ。<sup>(3)</sup>

罰則を規定した200条が改正され，190条の2及び190条の3の規定に違反した者は，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることになった。154条が改正され上場有価証券の発行者に対し，証券取引所の業務等に関して参考となる報告又は資料の提出を，大蔵大臣は命じることができるようになった。昭和28年の改正で削除されていた188条が復活し，会社の役員及び100分の10以上を有する株主が自社の株券等を売買した場合には，報告書を大蔵大臣に提出しなければならないことになった。<sup>(4)</sup>

インサイダー取引の規制に関連して，証券取引法施行令の一部改正の政令が平成元年2月3日に公布された。施行は4月1日である。この施行令の30条に，証券取引法190条の2及び190条の3の「多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置」とは，一般日刊紙等の報道機関二つ以上に対する会社の代表取締役又はその委任を受けた者による重要事実の公表であり，公表の時点から12時間を経過したものと規定された。<sup>(5)</sup>

## 5 届出省令の名称変更と内容改正

証券取引法第2章は従来届出の手續を中心に規定され，これに関する省令も「有価証券の募集又は売出の届出に関する省令」であったが，今回の証券取引法の改正のうち企業内容の開示に関する部分は，発行開示を簡素

---

(3) 横島裕介，前掲稿(6)(7)，『商事法務』1154号，69～73頁，1155号，39～43頁。

(4) 横島裕介，前掲稿(1)(8)，『商事法務』1148号，10頁，1156号，29～33頁。

(5) 堀本 修「内部者取引規制関係政省令の解説(5)」『商事法務』1177号，15頁。

化し継続開示を充実するものであるため、省令の名称も「企業内容の開示に関する省令」に変更された。施行は昭和63年10月1日である。

改正省令の主な内容は、開示省令19条の臨時報告書提出事由の拡大と、開示省令10条のセグメン情報の開示である。

臨時報告書提出事由の拡大によって、新たに訴訟の提起又は解決、会社の合併、営業の譲渡又は譲受け、代表取締役の異動、多額の取立不能債権の発生、財政状態又は経営成績に著しい影響を与える事象の発生が届出の事項となった。

臨時報告書の提出を要する訴訟は、提起については損害賠償請求額が提出会社の資産の総額の100分の5以上の場合、解決については損害賠償支払額が100分の1以上の場合と、開示省令19条2項6号に規定された。大蔵省の担当者は刑事訴訟は臨時報告書提出の対象とはしていないと解説している。<sup>(6)</sup>

合併及び営業の譲渡もしくは譲受けについては、開示省令19条2項の7号と8号に、資産の総額もしくは売上高の100分の10以上増加若しくは減少する場合を提出要件とすると規定してある。

合併及び営業の譲渡もしくは譲受けについての提出時期は、開示省令19条2項の7号と8号に「契約が締結された場合（これらの契約が締結されることが確実に見込まれかつ、その旨が公表された場合を含む）」と規定された。公表された場合とは、開示取扱通達24の5-13-3に「証券取引所における記者発表等を行った場合をいう」と規定された。

取立不能債権の額とは、開示省令19条2項10号に提出会社の資産総額の100分の1以上の額と規定された。

開示省令19条2項11号の「財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生」については開示省令19条8項に「財務諸表規則8条の4に規

---

(6) 小西宏太郎「臨時報告書の提出理由の拡大」『商事法務』1162号、41頁。

定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が最近事業年度の末日における資産の総額の100分の1以上かつ最近5事業年度における当期純利益の平均額の100分の20以上の額になる事象をいう。」と定義してある。

財務諸表規則の「重要な後発事象」については財務諸表規則取扱要領9の17に「火災、出水等による重大な損害の発生、多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還、会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受け、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産」が列挙してある。

財務諸表規則取扱要領9の17に列挙された後発事象は開示省令19条2項の臨時報告書提出事由に含まれているから、それ以外の後発事象としては「債権等の先物取引に係る多額の損失の実現、会社の再建計画に伴う特別退職金の支払い、多額の債務免除益の発生等が考えられる。」と大蔵省の担当者は解説している。<sup>(7)</sup>

現行の臨時報告書の提出事由は、海外での株券等の発行、募集によらない有価証券の発行、親会社又は特定子会社の異動、主要株主の異動、重要な災害の発生である。

開示省令にセグメント情報の開示が規定されるまでには、昭和61年7月以降、企業会計審議会においてセグメント情報の充実等について検討され、第一部会小委員会中間報告として「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」が昭和61年10月31日に公表された後に、昭和63年5月26日に「セグメント情報の開示に関する意見書」が審議会から公表された。

セグメント情報開示の実施時期は平成2年4月1日以降開始事業年度からである。セグメント情報は連結財務諸表外の連結情報として開示省令の

---

(7) 小西宏太郎，前掲稿，44頁。

10条2項2号イによって「事業の種類別売上高、営業損益」を開示することが、10条2項2号ロによって「所在地別売上高、営業損益」をまた10条2項2号ハによって「海外売上高」を開示することが規定された。

セグメント情報の開示については、売上高及び営業損益が開示事項となった。これはあまりに詳細な情報の開示を要求すると、開示する企業の側には不都合が生ずるからであるといわれている。ところが移転価格を利用した租税回避行為を禁止するために、昭和61年3月に租税特別措置法66条の5によって「国外関連者との取引に係わる課税の特例」が規定された。

この規定は要するに、国外の子会社に低廉な価格で販売しあるいは高い価格で購入した形をとり、所得を国外に移転させて課税を免れることが見逃されることがあってはならないということで、このような価格での取引が行われたときは、独立した企業の間でなされた取引価格で取引が行われたと見なして、課税の回避が行われないようにするための規定である。この規定には、国外の子会社との取引の詳細について税務署が調査を実施する際に、企業はその調査に協力することが義務付けられている。

今回の改正でセグメント情報について、この程度の開示にとどめられたのは、移転価格税制との関係では妥当であるのかという問題がある。

届出省令2号様式(ク)営業の状況(5)販売実績(c)の記載上の注意は、セグメント情報が連結情報として開示されることに伴って、開示省令2号様式の記載上の注意では、次の様に改正され、昭和63年10月1日以降に提出する有価証券報告書から実施されることになった。

「製品の販売実績のうち輸出が相当部分を占める場合には、輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出の割合、(b)に規定する製品(最近2事業年度等の年度別の製品)の品目別の輸出高及び当該品目別の販売実績に対する輸出の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。」

現行規定では、有価証券報告書の「営業の状況」(5)販売実績(c)に

「製品の販売実績のうち輸出が相当部分を占める場合には、主要輸出製品の輸出状況、総販売実績に対する輸出割合、主要な輸出先国又は地域を記載する」ことになっている。新日鉄について、実状を見ると次のとおりである。

### (3) 輸出状況

- (a) 輸出版売実績額は、第62期 625,957百万円（販売総額の28.7%）、第63期 542,915百万円（販売総額の25.3%）であり、品種別構成（金額比）は次のとおりである。

第62期：鋼材計25.1%（条鋼2.0%、鋼板16.7%、鋼管、特殊鋼及び鋼材二次製品6.4%）、銑鉄・鋼塊－%、エンジニアリング3.6%、化学製品・その他0.0%

第63期：鋼材計23.7%（条鋼1.3%、鋼板15.9%、鋼管、特殊鋼及び鋼材二次製品6.5%）、銑鉄・鋼塊－%、エンジニアリング1.5%、化学製品・その他0.0%

- (b) 向先別輸出版売実績（金額比）は次のとおりである。

第62期：アジア58.8%、中近東5.4%、欧州11.7%、北米16.4%、中南米3.3%、アフリカ2.3%、大洋州2.1%

第63期：アジア54.9%、中近東4.0%、欧州13.4%、北米18.8%、中南米3.7%、アフリカ2.5%、大洋州2.7%

出所：新日本製鉄株式会社、有価証券報告書、昭和63年、25頁。

財務諸表規則では71条に、事業の種類別売上高、売上原価を記載することになっているが、実際には区分記載の例は殆ど無い。計算書類規則では、45条2項に、営業部門が分かれている会社の営業報告書には、営業の経過及び成果を部門別に記載することになっている。

## 6 計算書類規則の改正

改正規則の施行は昭和64年1月1日である。改正規則の内容は次のとおりである。貸借対照表については、重要でない自己株式及び親会社株式は区分記載せず注記で足りることになった。重要なリース資産と所有権が売主に留保されている重要な割賦購入資産及び未払代金は注記することになった。重要でない子会社株式・持分は区分記載を要せず注記で足りることになった。新株引受権付社債の未行使新株引受権も注記することになった。損益計算書については、子会社・支配株主との営業取引と、それ以外の取引を区別し注記することになった。

営業報告書については、企業結合の経過及び成果を記載することになった。従来から企業結合の状況は記載事項であった。東芝と日本電気の企業結合の状況を示すと次のとおりである。これらは謂わば静態的な状況であって、企業結合の経過や成果は明らかではない。今回の改正は謂わば動態的な状況の開示を求めたものである。

### 4. 企業結合の状況

昭和63年3月31日現在

#### 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
東京電気株式会社	百万円 19,179	% 50.5	事務用機器、証明器具、家庭電気器具の製造販売
東芝セラミックス株式会社	15,742	50.4	石英ガラス製品、耐火物製品、シリコン製品の製造販売
東芝機械株式会社	7,411	50.1	工作機械、プラスチック加工機械、産業機械等の製造販売
東芝ケミカル株式会社	6,000	68.0	電子部品材料、電気絶縁材料、合成樹脂成型品等の製造販売
東芝タンガロイ株式会社	4,037	50.6	粉末冶金製品、超硬工具、窯業製品の製造販売

東芝プラント建設㈱	2,867	50.6	電力, 原子力, 電気通信 設備工事の請負施工
西芝電機㈱	1,732	50.01	発電システム, 制御システム, 船舶・海洋関連電機品その他重電機器の製造販売
㈱芝浦製作所	1,265	63.0	各種モータ, 電動工具, 自動販売機, 保線用機器 の製造販売
東芝鋼管㈱	1,260	50.2	電線管, 溶接鋼管等の製造販売
東芝クレジット㈱	3,010	59.9	電気器具その他の信用販売, リース
東芝アメリカ社	千米ドル 172,000	100.0	家庭電気器具, 情報通信 関連機器, 医用機器, 電子 部品の製造販売

## その他

技術提携の主要な相手先は、米国のテキサス・インスツルメンツ・インコーポレーテッド、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー及びアール・シー・エー・ライセンスング・コーポレーションであります。

出所：株式会社東芝，第149期報告書，9頁。

## 〈5〉重要な企業結合の状況

### ① 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
日本電気	百万円	%	
ホームエレクトロニクス㈱	13,000	100	ホームエレクトロニクス製品の製造販売
九州日本電気㈱	1,000	100	当社が販売する集積回路の製造
山形日本電気㈱	1,000	100	当社が販売する個別半導体・集積回路の製造
関西日本電気㈱	200	100	当社が販売する集積回路・個別半導体・電子部品の製造
茨城日本電気㈱	200	100	当社が販売するコンピュータおよび関連装置の製造
※日本電気システム建設㈱	2,091	59.6	電気通信工事の設計, 施工, 保守および通信機器, 情報処理機器の販売
※安藤電気㈱	3,180	51.2 (0.03)	集積回路テストシステム, 計測器の製造販売
※日本航空電子工業㈱	10,581	50.3 (0.02)	コネクタ, 航空・宇宙用電子機器の製造販売

※日本アビオニクス㈱	3,640	44.3	情報システム、画像処理機器、電子部品の製造販売
※日本電気硝子㈱	12,967	43.6 (0.09)	ブラウン管用ガラス、管ガラス、ガラスファイバーの製造販売
※東北金属工業㈱	7,599	41.0 (0.4)	通信機器用および電子機器用磁性材料、部品ならびにその応用製品の製造販売
※東洋通信機㈱	6,207	39.2	伝送情報機器、電波機器、移動無線機器、水晶機器の製造販売
※日本電気精器㈱	2,000	34.9 (0.3)	電源装置、制御機器、小型モータ、情報機器の製造販売
※日通工㈱(注4)	8,481	34.3 (0.2)	通信機器、情報機器、電子部品の製造販売
※アンリツ㈱	7,727	26.1 (0.02)	通信機器、計測器、情報機器、産業機械の製造販売
エヌイーシー・エレクトロニクス・インコーポレーテッド(米国)	千米ドル 127,400	100	集積回路の製造販売
エヌイーシー・アメリカ・インコーポレーテッド(米国)	95,540	100	通信機器の製造販売
エヌイーシー・インフォメーション・システムズ・インコーポレーテッド(米国)	34,000	100	コンピュータおよび関連装置の製造販売

注1) 井印4社は、当社と一体となって量販製品の製造にあたるため、国内各地に設立された当社の子会社のうち事業規模の大きいものです。

2) ※印は上場会社を示しています。

3) 持株比率欄の下段括弧内数字は、間接所有割合を内数で示しています。

4) 日通工㈱は、日本通信工業㈱が昭和62年4月1日に商号変更したものです。

## ② 重要な技術提携等の状況

提 携 先	内 容
アメリカン・テレホン・アンド・テレグラフ・カンパニー(米国)	各種通信機器、電子機器、同関連部品および電子デバイスに関する特許のクロスライセンス
インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション(米国)	情報処理システムに関する特許のクロスライセンス
ハネウェル・ブル・インコーポレーテッド(米国)	①超大型コンピュータに関する製造ノウハウおよび販売権の供与 ②コンピュータ(プログラムを含む)に関する特許・著作権のクロスライセンス ③15%の資本参加

出所：日本電気株式会社，第150期報告書，10～11頁。

上位7名以上の大株主への出資の比率を記載することになった。これについても従来から大株主への出資の状況は開示されていたが、その大株主が会社の場合はその会社における出資比率をも開示することになったので出資先の会社から資料を入手しなければならない。附属明細書については、リース資産の明細，所有権売却留保割賦購入資産の明細，子会社との営業取引・それ以外の取引の明細を記載することになった。

今回の改正によって、貸借対照表にリース資産の内容を注記することになった。法務省の担当者は、リース資産は貸借対照表記載能力のある資産であると述べている。

法務省の担当者の主張は次のとおりである。「リース契約とは、特定の物件を使用・収益することを欲する企業等が、これを所有する供給者からその引渡しを受け、リース業者をしてその代金を支払わせるとともに、リース業者に対してリース料の支払を約束する契約である。リース契約においては、中途解約が禁止され、リース業者は瑕疵担保責任を負わず、危険負担は利用者が負うなどの特約がされるのが一般である。又、リース料も、リース物件の購入金額に加えて、リース期間中の固定資産税、保険料、金利、リース業者が受取る利益等を全額回収するように定められている。このような特質に着目すると、リースは通常の賃貸借と異なり、その実質は金融である。——今回の改正で計算書類規則が開示規制の対象とするのも、このファイナンス・リースである。——わが国では、このリース取引の会計が、依然として単なる賃貸借として処理されているのが現状であり、形式的に所有権の移転がないことから、リース資産は貸借対照表に計上されず、リース料を支払ったときにこれを費用として計上する取扱がされるにとどまっている。これでは、企業の経済的実態が正しく表示されず、財務情報としての貸借対照表は、重大な欠陥を内包することになる。——リース資産も、資産としての本質的特徴を具備しており、貸借対照表能力が認められることについては、問題がない。しかし、リース会計が未成熟の現

状では、リース資産について、貸借対照表の資産および負債の部に掲記して相当の会計処理をすべきことを求めることは相当でないといえよう。そこで、今回の改正では、差し当たり、リース資産が簿外に漏れることを防ぐ趣旨で、これがあるときには、その物の存在を注記によって明らかにすべきものとした。」<sup>(8)</sup>

ファイナンス・リースによる資産は、融資を受けて資産を取得したのと同様であると解釈すれば、その資産が貸借対照表に全く記載されないのは妥当でないということになる。この点については、従来から指摘されてきたが、企業会計審議会はリース取引について公正妥当な会計処理の基準を示すことをしてこなかった。今回計算書類規則の改正によって、リース取引を貸借対照表に開示することになったので、リース取引についての会計問題が法務省から提起された格好になった。

リース取引についての税法の取扱は、昭和53年7月20日に、法人税個別通達直法2-19「リース取引に係わる法人税及び所得税の取扱について」が公表されている。リースの期間がその固定資産の法定耐用年数より短い場合が多いため、通常の購入等により固定資産を取得した者との間で課税上の不公平が生ずるのを避けるために、リース期間中に支払われるリース料の総額を取得原価とみなして、リース支払料総額に対して法定償却率で計算した額を償却限度額とし、それを超過するリース支払額の損金算入を認めない措置である。<sup>(9)</sup> これは法人税の課税上の均衡を図るための処置であって理論的な解明の結果の対応策ではない。

---

(8) 大谷貞男「計算書類規則の改正について」『商事法務』1151号、3～4頁。

(9) 斉藤 奏『リースの法律・会計・税務』第一法規、昭和54年、107頁。

## 7 補足情報としての注記の記載場所

昭和57年の計算書類規則の改正において貸借対照表及び損益計算書について注記の記載方法が定められたが、昭和62年の財務諸表規則の改正と昭和63年の計算書類規則の改正によって、新たに注記を要する事項が数多く追加になった。計算書類規則には、注記の記載方法については「貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。」(3条の2第1項)と規定してあるように、計算書類規則は脚注方式を原則としながら一括注記方式も認めている。

財務諸表規則は昭和57年の改正の際に9条を「この規則の規定により記載すべき注記は、脚注として記載することが適当であると認められるものを除き第8条の2及び第8条の3の規定による記載の次に記載しなければならない。」と改め、利益金処分計算書の次に会計方針及び会計方針の変更の注記に引続いて、一括して注記する方法を原則とした。

会計方針のように貸借対照表と損益計算書の双方に共通する事項は、脚注方式より一括注記方式によって記載する方が分かり易い。会計方針変更の事実、その理由、変更の影響についても注記するようになると一層一括注記方式によらざるをえない。省令の改正によって注記事項が増加すると、一括注記方式によった注記は、注記と呼ぶにふさわしいか疑わしくなる。

計算書類規則では会計方針、会計方針の変更及び変更による増減額は注記事項であって(3条)、会計方針変更の理由は附属明細書の記載事項である(46条2項)。後発事象は営業報告書の記載事項である(45条1項9号)。ある事項を注記するか、他の計算書類に記載するかについての、区別の必然的な基準は存在せず、意見のわかれるところである。

## 8 開示事項の拡大

インサイダー取引を規制する証券取引法の規定（190条の2）は前述のように「重要事実」が公表されるまでの株券等の売買を禁止している。この規定の目的は取引の禁止そのものにあるのではなく、取引に参加する者の間に生ずる情報格差の解消を実現しようとするものであるから、証券発行会社に対し、重要事実の速やかな公表を求めている点に意義がある。

決定に係る重要事実については、190条の2第2項1号に、新株等の発行、減資、株式分割、利益配当等、合併、営業譲渡・譲受け、解散、新製品・新技術の企業化が列挙され、これらに準ずる事項として、証券取引法施行令28条に、業務上の提携・解消、子会社異動を伴う株式等の取得、固定資産の譲渡又は取得、営業の休止又は廃止、株券の上場廃止に係る申請、破産等の申立て、新事業の開始、防戦買いの要請が列挙された。

発生に係る重要事実としては、190条の2第2項2号に、災害又は業務に起因する損害、主要株主の異動、上場株券等の上場廃止の原因となる事実が列挙され、またこれらに準ずる事実として、証券取引法施行令29条に、訴えの提起・解決、仮処分の申請・解決、行政庁による処分、親会社の異動、債権者等による破産等の申立て、不渡り・銀行取引停止処分、親会社又は子会社に対する破産等の申立て、貸倒れのおそれ、主要取引先との取引の停止、債権者による債務の免除等、資源の発見が列挙された。

また190の2第2項3号には、決算情報に係るものとして、売上高予想等との差異、経常利益予想等との差異、当期利益予想等との差異が重要事実として列挙された。

さらに190条の2第2項4号には、上記各号に掲げる事実以外で会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものが重要事実として規定された。

企業内容の開示は、貨幣情報を記載した財務諸表のみによって行われる

わけではない。有価証券報告書には、経理の状況以外に多くの事項が記載される。商法の計算書類においても、営業報告書や附属明細書には、会社の財産及び損益の状態のほか、会社の状況や取締役の職務遂行の状況に関する情報が記載される。

これらの開示書類は毎決算期に作成公表されるだけでなく、半期報告書、臨時報告書も開示される、今回の改正により、臨時報告書の提出事由が11項目に拡大されたが、インサイダー取引の規制は、それを上廻る事項を要開示事項として法定した。法定事項のなかには会社にとって不利な情報も含まれる。企業がこれにどう対応するか注目される。